

# 名取市墓地公園の施設の制限、手続き等の運用について

名取市墓地公園に建設する施設の制限、手続き等について下記のとおり運用する。

## ○全般

- (1) 目地は高さ制限に含まれるものとする。
- (2) 墓碑等設置後の法名碑の彫刻は、永代に渡って墓地を使用するための維持管理と判断し、一時使用許可申請書は不要とする。  
ただし、管理棟受付簿に記入し、管理人に彫刻を行う旨伝えること。
- (3) 名取市墓地公園は、原則1世帯1区画の使用しか認めていないため、複数の墓石を建設することはできない。
- (4) 1つの墓石に複数家の家名を刻むことはできるものとする。

## ○一般墓地

- (1) 基礎は雑草等が生えないよう区画面積全体に施工すること。また、基礎上に設ける囲障等は改修工事等行う際の隣地墓碑等の損傷を防ぐため、隣地との境界から2cm以上内側に設けること。
- (2) 囲障と法名碑、塔婆立て、屏風風墓石等が一体となっている場合囲障と判断し、前面縁石の上端から1m以内とする。
- (3) 囲障上に設置される法名碑、塔婆立て、屏風風墓石等は前面縁石の上端から1m以内とする。  
ただし、構造上やむを得ず囲障幅の2分の1以内に設置する場合は、墓碑その他これらに類するものとし、前面縁石の上端から3m以内とするが、墓地区画全体の景観を損なわないよう、なるべく低いものを設置するよう努めること。
- (4) 囲障の内側に設置する設備の高さ制限は、墓碑その他これらに類するものとし、前面縁石の上端から3m以内とする。

## ○芝生墓地

- (1) 台石と蓋石が一体化している場合、カロートの上端から0.15m以内とする。
- (2) 台石と墓碑が一体となっている場合墓碑と判断し、カロートの上端から0.65m以内とする。
- (3) 台石と蓋石と墓碑が一体となっている場合墓碑と判断し、カロートの上端から0.65m以内とする。
- (4) カロート上に設置する蓋石及び台石は、原則カロートの幅及び奥行と一致とするが、カロートの幅及び奥行き $\pm 1$ cm以内までは適合とする。  
なお、カロートからはみ出る場合は不適合とする。
- (5) 花立てはカロートの枠内であれば横向きのもので設置可能とする。  
ただし、供花はカロート外にはみ出さないようにすること。

## ○その他

- (1) 名取市墓地公園内での営業行為は禁止とする。